

TERMS OF USE

株式会社RIMS PRODDEV利用規約 日本語版

第1条（目的・利用契約の成立）

1. この規約は、当社の定める手続に従い本サービスを申し込み、当社が申し込みを承諾した者（以下「利用者」といいます）がこの規約の内容に承諾した時、または利用者が本サービスを利用した時のいずれか早い時点から、利用者及び当社に効力を及ぼすものとします。なお、利用者が本サービスの利用を開始した時点で、この規約の内容を承諾したものと見做します。

2. この規約は、当社の定める手続に従い本サービスを申し込み、当社が当該申し込みを承諾する旨の意思表示をした時点で、利用者との間で、申込書内容及びこの規約の内容による利用契約が成立します。

第2条（内容・利用期間）

1. 利用契約に基づき、当社が提供し、利用者が利用することができる本サービスの内容は、利用者が記載した本サービス利用申込書（以下「申込書」といいます）に記載の通りとします。

2. 利用契約に基づき、利用者が本サービスを利用することができる期間（以下「利用期間」といいます）は、利用規約が成立した時から12ヶ月後末日までです。ただし、有効期間の終了する30日前までに利用者から当社指定のフォーマットにより解約の意思表示がなされない場合は、同一条件にて同一期間さらに自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（利用料金・支払方法）

1. 利用者は、当社に対し、別途当社が定める当月分の月額利用料を、当社の指定する方法により、支払うことで、本有料サービスを利用できます。なお、初回の月が月の途中から始まった場合、初回の月額利用料につき日割り計算は行わず、全額支払いを要します。

2. 利用者が、月の途中で本利用契約の解約の意思表示を行った場合、当社は、当該月の残存する日数に相当する利用料について、日割り計算により返金を行うことは致しません。

3. 当社は、いつでも月額利用料の価格を変更することができるものとします。利用料金の価格を変更する場合、当社は、利用者に対し、変更後の価格を適用する日の60日前までにこれを通知するものとし、利用者が変更後の価格の適用日までに本利用契約の解約の手続を行わない場合、又は、変更後の価格の適用日を経過した場合、利用者は当該変更後の価格に同意したものと見做します。

第4条（留意事項）

1. 利用者は、利用契約に関して以下の事項を承諾します。

① 当社は、利用者に対して、善管注意義務をもって本サービスを提供するが、利用者が希望する成果ないし結果（ソフトウェアの運用成果、費用削減効果含む）を何ら保証するものではありません

- ② 当社は、本サービスの提供にあたって、当社が利用者に開示した情報の正確性、最新性、有用性等その他一切の事項について、いかなる保証をするものではなく、利用者の責任において当該情報を利用していただきます
- ③ 当社は、本サービスの提供にあたって、当社が利用者に対して情報を開示した法人・個人、及び、本サービスに基づきクラウドサービス等の情報を提供した法人・個人に関する反社会的勢力該当性等の調査については、利用者の責任において行うものとし、当該法人・個人が反社会的勢力等に該当した場合であっても一切責任を負いません
- ④ 利用契約の期間中、利用者が、本サービスの全部または一部を利用しなかったとしても、それにより利用料金の減免はされません
- ⑤ 利用者が当社に対して既に支払った利用料金は、理由の如何を問わず、一切返金されません
- ⑥ 利用者は、当社の役職員に対して、セクシャルハラスメントないしパワーハラスメントに該当する行為または該当する恐れがある行為をしてはならず、本サービスの提供とは関係のない要求または本サービスの内容を大きく超える要求ができません

2. 利用者は、本サービスが利用期間全体を通じて提供される一連のサービスであることに鑑み、第9条（解除）に定める場合を除き、理由の如何を問わず、利用契約の中途解除・解約ができません。

第5条（変更・中断・終了）

1. 当社は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。また、当社のウェブサイト上への掲示その他当社が適当と判断する方法で利用者に対し1ヵ月前に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。ただし、緊急の場合は利用者への通知を行わない場合があります。

2. 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。

- ① 本サービス用の通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
- ② 本サービスについて連携する第三者の通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
- ③ アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
- ④ 利用者のセキュリティを確保する必要がある生じた場合
- ⑤ 電気通信事業者の役務が提供されない場合
- ⑥ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- ⑦ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
- ⑧ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
- ⑨ その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合

3. 当社は、第1項、第2項に基づき当社が行った措置により利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

第6条（権利の譲渡等の禁止）

1. 利用者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位、及び、利用契約に関する一切の権利義務を第三者に譲渡・承継し、または担保の目的に供してはならないものとします。
2. 利用者は、利用者の役職員以外の第三者に対して、本サービスの全部または一部を利用させてはならないものとします。

第7条（知的財産権の帰属・使用）

1. 利用者は、当社が、本サービス提供の一環として、作成または利用者に提供する資料、報告書、ノウハウを含む全ての情報データ・物理的化体物に関する著作権、著作隣接権その他一切の知的財産権（利用者が変更、改変、修正などをしたものも含み、利用者が利用契約締結前に独自に有していたものを除きます）は、当社に帰属することを承諾します。
2. 利用者は、利用契約終了前後を問わず、自己の事業の営業に利用する場合を除き、当社の事前の書面による承諾なく、第1項の知的財産権を使用できず、また、第三者をして使用させてはなりません。
3. 利用者コンテンツ及び制作サイトの知的財産権等は、本サービスにおけるコンテンツ単体の部分を除き、利用者に帰属します。
4. 利用者は、当社に対し、利用者に権利が帰属する制作サイトについて、本サービスの提供に関する範囲に限り、当社が使用することを許諾します。
5. 当社は、制作サイト又はテンプレートの知的財産権等の帰属及び行使等に関する一切のトラブルについて、一切責任を負わず、これらトラブルについては、当該利用者が自己の費用と負担においてこれを解決するものとします。

第8条（秘密保持）

1. 利用者とは当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、相手方から開示を受けた秘密情報をいかなる第三者に対しても開示もしくは漏洩せず、または、本サービスの提供または利用以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 秘密情報とは、利用契約に関し、相手方から、口頭、文書、電磁的記録媒体、その他方法の如何を問わず開示を受けた営業上、技術上の情報（当社が利用者に対して、本サービスに関して作成・提供した情報データ、ソフトウェアなども含みます）をいいます。ただし、以下の情報はこの限りではありません。

- ① 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った時点で既に公知であった情報
- ② 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った後、自己の責めによらず公知となったと合理的な裏付け資料によって証明できる情報
- ③ 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った時点で既に自己が合法的に保有していたと合理的な裏付け資料によって証明できる情報
- ④ 相手方により開示された情報によらずして独自に開発、または、創作したと合理的な裏付け資料によって証明できる情報

⑤ 当該情報の開示を受け、または、当該情報を知った後、特に機密保持義務に服しないと認められる第三者より適法に開示を受けたと合理的な裏付け資料によって証明できる情報

3. 第1項の規定に関わらず、利用者及び当社は、法令規則上の義務または政府機関、裁判所、金融商品取引所その他の公的機関からの要請に基づく場合は、当該義務または要請の範囲内で秘密情報を開示することができます。

4. 利用者及び当社は、第3項の開示をする場合、開示者は、開示に先立ち、相手方に対して、開示をすること、その理由、及び、開示をする秘密情報の内容を報告します。なお、開示に先立って当該報告が行えない場合には、開示後直ちに報告します。

5. 利用者及び当社は、第1項に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を保管、管理します。

6. 利用者及び当社は、相手方から開示を受けた秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、複製または改変してはなりません。ただし、当社は、本サービスの提供に必要な範囲内において、利用者から開示を受けた秘密情報を複製ないし改変することができます。

第9条（解除）

1. 利用者及び当社は、相手方が次の各号の1つに該当した場合、何らの催告なしに直ちに、相手方に対する通知をもって利用契約を解除できます。

① 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申し立てをし、または第三者からこれらの申し立てを受けたとき

② 振出または引受に係る手形または小切手が不渡りとなったとき

③ 支払いを停止し、または支払不能となったとき

④ 第三者より、仮差押、仮処分、民事執行、担保権実行または滞納処分の申立等を受けたとき

⑤ 資産状態または資金繰りが著しく悪化したとき

⑥ 解散、合併、重要な事業の譲渡または経営主体に重大な変更があったとき

⑦ 社会的信用を著しく害する事由が生じた行為があったとき

2. 利用者及び当社は、相手方が、利用契約に定める義務に違反し、相当の期間を定めて催告してもなおその期間内に違反状態が是正されなるときは、相手方に対する通知をもって利用契約を解除できます。

3. 第1項、第2項に基づき、当社が利用契約を解除した場合であっても、利用者は第3条に定める利用料金全額の支払い義務は免れません。

4. 利用者は、有効期間の終了する30日前までに利用者から当社指定のフォーマットにより解約の意思表示がなされた場合、本サービスを解約することができます。本サービスを解約した利用者は、解約の時点から本サービスを利用できなくなります。

第10条（期限の利益の喪失等）

1. 利用者及び当社は、自身が第9条（解除）1項各号の1つに該当した場合、または、利用契約に定める義務に違反した場合、相手方に対する金銭債務について、相手方からの通知・催告なしに、当然に期限の利益を喪失するものとします。

2. 当社は、利用者が第9条（解除）1項各号の1つに該当した場合、または、利用者が利用契約に定める義務に違反した場合、当該事由が解消するまでの間、本サービスの提供を停止し、利用者に本サービスを利用させないことができます。ただし、この場合であっても、第3条に定める利用者の当社に対する利用料金の支払義務は減免されません。

第11条（遅延損害金）

利用者及び当社は、相手方に対する金銭債務の支払いを怠った場合には、支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条（損害賠償）

1. 利用者による本規約の違反行為その他本サービスの利用に起因して、当社に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます）、利用者は、当社に対し、その現実に生じた直接かつ通常の損害（弁護士等専門家費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます）を賠償しなければなりません。

2. 当社は、本サービスの利用に関連して利用者が被った損害につき、一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合、当社は、利用者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、かつ当該利用者が支払っている3ヶ月分の月額利用料を上限として、これを賠償するものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、相手方に対して、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

① 自身（その取締役、執行役またはこれらに準ずる者を含み、以下、本条において同じです）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」といいます）ではないこと、及び、過去5年間において反社会的勢力ではなかったこと

- ・ 暴力団
- ・ 暴力団員
- ・ 暴力団準構成員
- ・ 暴力団関係企業
- ・ 総会屋等
- ・ 社会運動等標ぼうゴロ

- ・ 政治活動等標ぼうゴロ
- ・ 特殊知能暴力集団
- ・ その他前各号に準ずる者

② 自身が反社会的勢力と以下の各号の1つにでも該当する関係を有していないこと、及び、過去5年間において当該関係を有していなかったこと

- ・ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- ・ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- ・ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- ・ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係

③ 自身または第三者を利用して、相手方に対して、以下の各号の一にでも該当する行為をしないこと

- ・ 暴力的な要求行為
- ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・ 脅迫的な言動や暴力を用いる行為
- ・ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為
- ・ その他、前各号に準ずる行為

2. 利用者及び当社は、自身について、前項に反する事実を発見した場合、または、そのおそれがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

3. 利用者及び当社が前2項に違反した場合、相手方は、催告その他何らの手続を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。

第14条（準拠法）

利用契約は、日本法に準拠して解釈判断されるものとします。

第15条（管轄裁判所）

利用契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（協議）

利用契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、利用者当社協議のうえこれを決定するものとします。

第17条（規約の変更）

1. 当社は、この規約の内容を、当社の判断に基づき、利用者に対する事前の予告なく変更することがあります。この場合、変更された規約は当社のウェブサイトに掲載し、変更後の規約の改定日が到来したことをもって、変更後の内容の効力が発生するものとします。ただし、当該変更内容が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当社は、当社が別途定める方法により、事前に利用者に対し変更の内容等を通知するものとします。

2. 前項の掲載日と通知日のうち、いずれか早い時点から1週間以内に、利用者が当社に対して書面により異議を申し立てなかった場合、利用者は、当該変更後の規約の内容に承諾したものと見做します。

3. 利用者が、前項の期間内に、当社に対して、書面により異議を申し立てた場合、当社と利用者は協議をしたうえで解決を図るものとします。

第18条（本規約の有効性）

この規約のうち、その一部が違法、不当、その他何らかの理由により無効であると判断された場合でも、他の部分の有効性には影響を及ぼさないものとします。

第19条（完全合意）

この規約の内容は、利用契約成立以前の、または利用契約と同時に存在する、書面または口頭による利用者当社との間の一切の通知、連絡または合意等に優先します。ただし、利用者当社が、書面によりこの規約の規定を排除する旨の合意をした場合にはこの限りではありません。

第20条（連絡等）

1. 当社から、本サービスに関する利用者への連絡は、本サービス内の適宜の場所への掲示、電子メールの送信、又はプッシュ通知その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 当社から、電子メールの送信による通知を行った場合、当該メールが通常到達すべきときに到達したものと見做します。

3. 当社は、利用者が登録したメールアドレスに、本サービスに関する広告・宣伝等のメールを配信することがあり、利用者はその旨承諾するものとします。

第21条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断で第三者に再委託することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第22条（残存条項）

利用契約終了後も、第8条（秘密保持）、第10条（期限の利益の喪失等）、第12条（損害賠償）、第14条（準拠法）、第15条（管轄裁判所）、第18条（本規約の有効性）、第19条（完全合意）、本条（残存条項）の規定は、引き続き効力を有するものとします。

付則

この約款は 2024 年 4 月 1 日から施行されます。